

オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会の開催について

〔平成27年6月30日
内閣府政策統括官（原子力防災担当）決定〕

1. 趣旨

現在、内閣府において、原子力発電所が設置されている13地域ごとに地域原子力防災協議会を設置し、関係地方公共団体、内閣府と国の関係機関等が参加して、原子力災害時の地域の緊急時対応について、具体化・充実化を進めている。

この中で、原子力災害時に緊急事態応急対策等に当たる防災業務関係者の安全確保については、防災基本計画において、国が放射線防護に係る基準を定めること等が定められているところであるが、そのうち、特にオフサイトで対応に当たる民間事業者や公務員（自衛隊、警察、消防等の実動組織を除く。）については、その安全確保に関し、必ずしも制度的な措置がなされていない状況にある。

については、政府として、オフサイトの防災業務関係者（実動組織を除く。以下同じ。）に対する適切な安全確保を推進するため、オフサイトの防災業務関係者に対する、平時の研修、緊急時の防護措置や被ばく線量管理、健康管理等の在り方について、専門的・技術的な観点から検討を行うことを目的として、オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 構成員

- 検討会は、別紙に掲げる有識者及び関係府省庁をもって構成し、内閣府政策統括官（原子力防災担当）が開催する。
- 検討会の座長は、構成員の互選によって決定する。
- 座長は、必要に応じ、その他の関係者の出席を求めることができる。

3. 検討会の庶務

検討会の庶務は、内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）及び参事官（地域防災・訓練担当）において処理する。

4. その他

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他の必要な事項は、座長が定める。

会議の公開等について

- 議事は公開とする。
- 配付資料は原則公表する。ただし、提出者が非公表を希望する場合は、公表しない。
- 議事録は、発言者の確認を経た上で公表する。
- 配布資料及び議事録の公表は、内閣府ホームページにて行う。

(以上。)